

〈 セミナーのご案内 〉

● 配布先を限定しておりますので、関係各位へのご回覧につき、ご高配をお願いいたします。

回
覧

--	--	--	--	--

高等教育活性化シリーズ 390 (通算 721 回)

2019 年 7 月 4 日 (木)

生きがいと働きがいある職場づくり —

働き方改革の経営責務と具体展開

高等教育活性化シリーズ 398 (通算 729 回)

2019 年 7 月 30 日 (火)

何をいつまでに どうする —

学校法人と働き方改革

生きがいと働きがいある職場づくり —

働き方改革の経営責務と具体展開

～ 脱長時間労働／同一労働・賃金／職務と評価／処遇均等・均衡の実現へ ～

- ※ もう 1 つの「働き方改革」／大・中・小規模大学を経験して／できること、できないこと
- ※ [実践女子学園] 多様な働き方の実現／職員のフレキシブルワーク／専任教員の業務軽減
- ※ 教員・研究者・医師の多様な働き方／職務・エフォートと労働法制／評価・処遇の要点

● 講 師 陣 ●

井原 徹 氏 / (学) 白梅学園 理事長

周東 正紀 氏 / (学) 実践女子学園 総務部長

島田 陽一 氏 / 早稲田大学 法学学術院 教授 前 副総長 弁護士

2019 年 7 月 4 日 (木) 日本教育会館 会議室 (東京・神保町)

何をいつまでに どうする —

学校法人と働き方改革

～ 改革関連法の徹底理解／私学にとっての実務対応 ～

- ※ 今、なぜ、働き方改革か／改革関連法のポイント／長時間労働の抑制／同一労働同一賃金法制
／多様で柔軟な働き方の促進／事業主にとっての労働契約・労務管理上の実務対応
- ※ 今、何を、どう対応すべきか／学校・大学・病院の“働き方”の特殊性と実態／文科省の取組み
／大学教員・職員、医師・医療者への労働法制と実務対応／取組み事例

● 講 師 陣 ●

近藤 圭介 氏 / TMI 総合法律事務所 弁護士

岩田 周 氏 / TMI 総合法律事務所 弁護士

【企画協力：学校法人 城西大学】

2019 年 7 月 30 日 (火) 城西大学 東京紀尾井町キャンパス 3 号棟 国際会議場 (東京・麹町)



地域科学研究会 高等教育情報センター

[参加要領]

日時： ■高等教育活性化シリーズ 390 働き方改革の経営責務と具体展開
2019年7月4日(木) 10:00~16:50

会場：日本教育会館 会議室(東京・神保町)千代田区一ツ橋 2-6-2 TEL03-3230-2833
(東京メトロ半蔵門線・都営新宿線「神保町駅」、A1出口より徒歩3分)

日時： ■高等教育活性化シリーズ 398 学校法人と働き方改革
2019年7月30日(火) 13:00~16:50

会場：城西大学 東京紀尾井町キャンパス 3号棟 国際会議場(東京・麴町)千代田区平河町 2-3-20
(東京メトロ有楽町線「麴町駅」、1番出口より徒歩5分。東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」、1番出口より徒歩5分)

参加費(税・送料込)	ご一名(資料代を含む)	メディア参加(資料及び音声CD)
高等教育活性化シリーズ 390	41,000 円	42,000 円
働き方改革の経営責務と具体展開	高等教育同人 21,000 円	高等教育同人 22,000 円
高等教育活性化シリーズ 398	30,000 円	31,000 円
学校法人と働き方改革	高等教育同人 15,000 円	高等教育同人 16,000 円

- ※ メディア参加とは会場に来られない方の参加形式で、開催後に当日配布資料及び音声CDを送付します。
- ※ なお、当日参加とともに、音声CDをご希望の方には、特別割引いたしますのでお問い合わせ願います。
- ※ 参加費の払い戻しは致しません。申込者の都合が悪いときには代理の方がご出席ください。
- ※ 受講証及び会場の地図の送付をもって参加受付となりますので、必ずご確認ください。

支払方法： 銀行振込・郵便振替・当日払いがあります。

みずほ銀行麴町支店 普通 1159880 三菱UFJ銀行神田支店 普通 5829767

三井住友銀行麴町支店 普通 7411658 郵便振替 00110-8-81660

口座名 (株)地域科学研究会

(ご請求なき場合は振込受領書を領収書に代えさせていただきます)

インターネットでのご案内は ⇒ <http://www.chiikikagaku-k.co.jp/kkj/> E-mail: kkj@chiikikagaku-k.co.jp

☆ 高等教育計画経営研究所同人については KKJ の HP でご確認ください。

☆ ご案内をパンフからメールにシフトしております。メールアドレスをご登録くださいませ。

お申込み・お問合せ



地域科学研究会
高等教育情報センター

東京都千代田平河町 2-3-10 ライオンズ平河町 101
TEL 03(3234)1231 FAX 03(3234)4993 〒102-0093

キリトリ線(※参加申込みの折は必ずお送りください)

研修会参加申込書

年 月 日

(□に✓印を入れてください)

- 高等教育活性化シリーズ 390
- 働き方改革の経営責務と具体展開
- 高等教育活性化シリーズ 398
- 学校法人と働き方改革

- 一般 同人
- 当日参加 メディア参加
- 一般 同人
- 当日参加 メディア参加
- 支払方法 当日払い 銀行振込 郵便振替
- 必要書類 請求書 見積書 領収書

勤務先 _____ (請求書等記載の宛名)

所在地 _____ 連絡部課・担当者名 _____

TEL _____ FAX _____ メールアドレス _____

参加者氏名	所属部課役職名	メールアドレス

※この個人情報は、本セミナーの一連の業務及び今後のご案内に使用させていただきます。

時間	講義項目
10:00 12:00 12:00	<p>□ 働きがいと生きがいのある職場づくり ～ もう一つの「働き方改革」／大・中・小規模大学を経験して～ (学) 白梅学園 井原 徹</p> <p>1. 国の「働き方改革」 (1) 働き方改革実現会議と働き方改革関連法 (2) 働き方改革の全体像 (3) 私学も強く関連する項目(柔軟な働き方、ダイバーシティー)</p> <p>2. もう一つの働き方改革(私大編) (1) 制度設計における一般論(設計理念、達成目標、達成手段、結果検証) (2) 規模による働き方の差異(やるべき機能は同じだが、量が違う?) (3) 規模による、できることと、できないこと(小さいほうが不利?)</p> <p>3. 働きがいと生きがいのある職場づくり (1) 職場の風通しを良くする (2) 職場の人間関係を良好にする (3) 職員の成長を後押しする(自己育成を含め) 〈質疑応答〉</p>
13:00 14:50	<p>□ 〔実践女子学園〕教職員の多様な働き方に関する取組みと実際 ～ 職員のフレキシブルワーク制度／専任教員の業務軽減制度～ (学) 実践女子学園 周東 正紀</p> <p>1. 実践女子学園と学祖下田歌子 (1) 男女共同参画推進への取り組み</p> <p>2. 教職員の多様な働き方を実現する制度 (1) フレキシブルワーク制度 (2) 専任教員の業務軽減制度 (3) 諸施策の成果</p> <p>3. 課題と今後の取り組み (1) 現状の課題 (2) 今後の取り組み ～ 職員の意識改革～ 〈質疑応答〉</p>
15:00 16:50	<p>□ 大学教員の働き方改革のコンセプトと推進方策 ～ 多様な教員・研究者・医師の評価・処遇の要点～ 早稲田大学 島田 陽一</p> <p>1. 大学を取り巻く状況の変化と大学教員 (1) 大学に求められる役割：産業競争力会議、教育再生実行会議の議論から (2) 大学の役割分担の進展と大学教員の多様化 (3) 大学教員の労働者性：聖域から一般社会の基準の導入</p> <p>2. 大学教員の処遇と労働法制 (1) 大学教員に対する労働法制の適用 (2) 大学教員の職務内容の明確化の必要性 (3) 大学教員と労働時間法制</p> <p>3. 大学教員の評価制度の意義と機能 (1) 大学教員に対する評価制度の導入状況 (2) 大学教員に対する評価制度の問題点 (3) 新しい大学像と大学教員の評価制度 〈質疑応答〉</p>

時間	講義項目
<p>13:00</p> <p> }</p> <p>14:30</p>	<p>□ 働き方改革とは ～ 改革関連法の要点と事業主の労働契約・労務管理の対応 ～ TMI 総合法律事務所 近藤 圭介</p> <p>1. 働き方改革とは (1) 背景・目的 (背景) 労働参加の制約による労働力不足、労働生産性の低迷、長時間労働の実態 (目的) 労働者の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする</p> <p>2. 働き方改革関連法の内容 (1) 長時間労働の抑制 ・ 残業時間の上限規制 ・ 「勤務間インターバル」制度の導入の促進 ・ 5日間の年次有給休暇の取得の事業主への義務付け ・ 月60時間を超える残業代の割増賃金率の引き上げ ・ 労働時間の客観的管理の義務付け ・ 「産業医・産業保健機能」の強化 (2) 同一労働同一賃金法制 ・ 不合理な待遇差をなくすための規定整備 ・ 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ・ 行政による事業主への助言・指導等や行政ADRに関する規定の整備 (3) 多様で柔軟な働き方の促進 ・ フレックスタイムの清算期間の延長 ・ 「高度プロフェッショナル制度」の新設</p> <p style="text-align: right;">〈質疑応答〉</p>
<p>14:40</p> <p> }</p> <p>16:50</p>	<p>□ 学校法人と働き方改革 ～ 学校・大学・病院の特殊性／対応策と事例 ～ TMI 総合法律事務所 岩田 周</p> <p>1. 「学校」と労働法 — 教育現場の特殊性 — ① 義務教育の特殊性 ② 大学の特殊性 ③ 学校における長時間労働の実態 ④ 学校における非正規雇用者の勤務状況の実態</p> <p>2. 文部科学省の働き方改革への取り組み (1) 学校における働き方改革特別部会の設置 ⇒ 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」</p> <p>3. 学校法人に求められる働き方改革 (1) 教員と働き方改革 ・ 労働時間の客観的管理の必要性 ・ 専門業務型裁量労働制の適正な運用 ・ 正規教員及び非正規教員間の不合理な待遇差の解消 (2) 職員と働き方改革 ・ 同一労働同一賃金の導入による不合理な待遇差の解消 ・ 有期雇用労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者ごとの対応策 ・ 同一労働同一賃金を巡る学校法人と職員との紛争事例 (3) 大学病院と働き方改革 ・ 時間外労働上限規制の適用猶予 ・ インターバル制度の導入等2024年までに対応すべきこと (4) 学校法人における働き方改革への取り組み事例</p> <p style="text-align: right;">〈質疑応答〉</p>